

令和3年度 富岡地域医療企業団の人事行政の運営等の状況について

地方公務員法第58条の2第3項及び富岡地域医療企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定に基づき、人事行政の運営等の状況について次のように公表します。

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の入退職及び職員数の状況

区分	R2. 4. 1職員数	期間内退職者	期間内入職者	R3. 4. 1職員数
		R2. 4. 2～R3. 4. 1	R2. 4. 2～R3. 4. 1	
医師	64人	9人	9人	64人
看護職	396人	17人	18人	397人
医療技術職	166人	5人	3人	164人
事務職	57人	1人	0人	56人
労務職	11人	1人	0人	10人
所属計	694人	33人	30人	691人

※職員数は、一般職の正職員数であり、休職者を含み、再任用及び非常勤職員は含みません。

※看護職は、助産師、保健師、看護師、准看護師の合計です。

※医療技術職は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床検査技師、診療放射線技師、臨床工学技士、管理栄養士、歯科衛生士、薬剤師、視能訓練士、臨床心理士の合計です。

(2) 再任用の状況（令和3年4月1日時点）

区分	医師	看護職	医療技術職	事務職	労務職	合計
再任用職員数	0人	1人	2人	1人	0人	4人

※再任用とは、地方公務員法の規定に基づいて、当企業団を定年退職した職員を、以前の勤務実績に基づいて1年を超えない期間を定めて再び当企業団に採用できるという制度です。

勤務形態は、週15時間30分～31時間の短時間勤務を採用しています。

(3) 年齢別職員構成（令和3年4月1日時点）

区分	医師	看護職	医療技術職	事務職	労務職	合計
～25歳	0人	37人	8人	1人	0人	46人
26～30歳	9人	53人	32人	4人	0人	98人
31～35歳	5人	65人	41人	7人	1人	119人
36～40歳	5人	67人	33人	6人	1人	112人
41～45歳	9人	66人	21人	15人	3人	114人
46～50歳	11人	55人	21人	15人	0人	102人
51～55歳	6人	36人	8人	6人	2人	58人
56～60歳	12人	18人	0人	2人	3人	35人
61歳～	7人	0人	0人	0人	0人	7人
職種計	64人	397人	164人	56人	10人	691人

2. 職員の人事考課の状況

職員の人事考課制度につきましては平成28年度から導入しました。

職員の能力や実績を適正に考課することで、人材育成に活用することを目的としています。

3. 職員の給与の状況

(1) 職員給与費の状況

ア 決算（令和2年度）

事業区分	総費用 (A)	職員給与費 (B)	職員給与比率 (B/A)
病院事業	千円 11,519,074	千円 6,872,863	% 59.7

イ 予算（令和3年度給与費）

事業区分	給料	職員手当	その他(引当金等)	合計
病院事業	千円 3,326,495	千円 1,892,318	千円 1,693,748	千円 6,912,561

(2) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和3年4月1日時点）

区分	医師	看護職	医療技術職	事務職	労務職	全体
平均給料月額(円)	515,798円	297,716円	288,838円	325,923円	317,090円	318,374円
平均給与月額(円)	1,076,386円	362,588円	343,921円	378,517円	381,401円	425,832円
平均年齢(歳)	46.7歳	39.0歳	36.8歳	42.8歳	47.3歳	39.6歳

※平均給与月額は、給料月額に手当として支給される分を加えたものの平均額です。

(3) 職員の初任給の状況（令和3年4月1日時点）

区分	初任給号給	月額	国
医師	1級32号給	351,300円	334,100円
助産師 保健師 看護師	大卒	220,700円	212,600円
	短大3卒	215,200円	200,700円
	短大2卒	209,800円	192,400円
准看護師	准看護師養成所卒	176,700円	165,300円
薬剤師 医療技術職	大学6卒	210,500円	210,500円
	大卒	194,700円	188,400円
	短大3卒	184,700円	177,400円
事務労務職	大卒	182,200円	182,200円
	短大卒	163,100円	163,100円
	高卒	150,600円	150,600円

(4) 級別職員数（令和3年4月1日時点）

区分		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	計
医師	職員数	8人	7人	23人	21人	5人				64人
	構成比	12. 5%	10. 9%	35. 9%	32. 8%	7. 8%				100. 0%
看護職	職員数	0人	102人	218人	70人	4人	3人			397人
	構成比	0. 0%	25. 7%	54. 9%	17. 6%	1. 0%	0. 8%			100. 0%
医療技術職	職員数	1人	30人	62人	51人	11人	8人	1人		164人
	構成比	0. 6%	18. 3%	37. 8%	31. 1%	6. 7%	4. 9%	0. 6%		100. 0%
事務職	職員数	0人	7人	25人	16人	1人	5人	1人	1人	56人
	構成比	0. 0%	12. 5%	44. 6%	28. 6%	1. 8%	8. 9%	1. 8%	1. 8%	100. 0%
労務職	職員数	0人	1人	8人	1人	0人				10人
	構成比	0. 0%	10. 0%	80. 0%	10. 0%	0. 0%				100. 0%

(5) 主な職員手当の状況（令和3年4月1日時点）

ア 期末勤勉手当

	6月期	12月期	合計
期末手当	1. 275月分	1. 275月分	2. 550月分
勤勉手当	0. 950月分	0. 950月分	1. 900月分
合計	2. 225月分	2. 225月分	4. 450月分

※職務上の段階、職務の等級による加算措置 有

イ その他の手当

手当名称	支給職員割合	内容
管理職手当	22. 1%	管理又は監督の地位にある職員に支給する。
初任給調整手当	9. 2%	医療職給料表（一）の適用を受ける職員に支給する。
扶養手当	34. 4%	扶養親族のある職員に支給する。 子供10, 000円、その他6, 500円
住居手当	20. 1%	自ら居住するための住宅を借り受け、月額16, 000円を超える家賃を支払っている職員に支給する。
通勤手当	81. 0%	通勤距離に応じて支給する。 自動車等の場合 2, 000～31, 600円
特殊勤務手当	80. 1%	研究手当、職務手当、管理職員特別勤務手当、放射線取扱手当、衛生検査物取扱手当、夜間看護手当、危険作業手当、感染症病棟勤務手当、救急勤務手当、臨床研修指導医手当、実習指導手当、公衆衛生活動手当、産業医手当
時間外勤務手当	54. 1%	正規の勤務時間以外に勤務することを命ぜられた職員に支給する。
夜間勤務手当	41. 6%	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給する。
宿日直手当	20. 1%	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給する。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間

始業時間	終業時間	休憩時間	1日の勤務時間	週の勤務時間	週休日
8時30分	17時15分	12時～13時	7時間45分	38時間45分	土曜・日曜

※勤務場所によって夜勤等交代制勤務があります。

(2) 休暇の種類

休暇の種類	内容
年次有給休暇	職員の心身の疲労を回復させ、労働力の維持培養を図ることを目的とする休暇で、日数は暦年によって1年を通じて20日間、1日又は1時間を単位としています。
病気休暇	負傷又は疾病のために現実に労働力の提供ができず、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に、医師の証明書等に基づいて必要と認められる期間、その治療に専念させることを目的とする休暇です。
特別休暇	公民権の行使、証人等としての裁判所等出頭、骨髄液提供、災害ボランティア、結婚、出産、親族の死亡、子の看護その他特別の事由により職員が勤務しないことが相当であると認められる場合に勤務義務を免除される休暇です。
介護休暇	職員が病気や老齢により日常生活を営むのに支障がある配偶者、父母又は子等の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇です。

5 職員の休業に関する状況（令和2年度）

区分	育児		自己啓発		合計
	育児休業	育児部分休業	自己啓発休業	修学部分休業	
医師	0人	0人	0人	0人	0人
看護職	36人	45人	0人	0人	81人
医療技術職	11人	22人	0人	0人	33人
事務職	1人	1人	0人	0人	2人
労務職	0人	0人	0人	0人	0人
合計	48人	68人	0人	0人	116人

6 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分の状況（令和2年度）

免職	休職	降任	降給	合計
0人	1人	0人	0人	1人

※分限処分とは、職員がその職務を十分に果たせないことなどを理由に、その職員の意志に反して身分上の不利益な処分を行うことをいいます。

(2) 懲戒処分の状況（令和2年度）

免職	停職	減給	戒告	合計
0人	0人	0人	0人	0人

※懲戒処分とは、職員が職務上の義務違反や公務員としてふさわしくない非行を行った場合に科せられる制裁としての処分です。

7 職員のサービスの状況

(1) サービス規律の概要

職員は、地方公務員法の規定に基づき、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないとされています。具体的には、「法令及び上司の命令に従う義務」「信用失墜行為の禁止」「秘密を守る義務」「職務に専念する義務」「争議行為の禁止」「営利企業等の従事制限」があります。

(2) 職務に専念する義務の特例に関する条例による免除の状況（令和2年度）

内容	人数	摘要
人間ドック等の受診	427人	歯科健康診査含む
その他	9人	研修参加等
合計	436人	

8 職員の退職管理の状況

課長級以上の職員の再就職に関する規制が平成28年度より開始になりました。

9 職員の研修の状況

(1) 院内研修

研修名	備考
医療安全管理研修会	全職員対象 年2回実施
院内感染対策研修会	全職員対象 年2回実施
診療報酬研修会	全職員対象 年2回実施
接遇研修会	全職員対象
新入職員研修	新入職員対象

※上記の他にも職種別の研修を多数実施しています。

(2) 院外研修

学会・研修会の参加状況 延べ 331 人参加

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康診断の状況

区分	人数	摘要
定期健康診断受診者	219人	採用時健診20人は含まず
人間ドック受診者	440人	

(2) 衛生に関する事項

病院ごとに衛生管理者と産業医を選任し、衛生委員会を設置しています。
職員の心身両面における健康障害の防止に努めています。

(3) 公務災害認定状況

職員が公務中に負傷した場合や公務が原因で病気になった場合は、一般的に公務災害として取り扱われ、「地方公務員災害補償法」が適用されます。
令和2年度認定件数 2 件

(4) 職員厚生

ア 職員共済会

職員の相互共済及び福利厚生制度の適切な運営を図り、公務能率の向上を目的として富岡地域医療企業団職員共済会を設置しています。

イ 共済組合制度

地方公務員の共済組合制度は、社会保障制度の一環として、相互共済によって組合員及びその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、職務の能率的運営に資することを目的として設けられています。

本企業団の共済組合制度は、地方公務員等共済組合法により群馬県市町村職員共済組合が制度を運用・実施しています。

以上